

第4回 (仮称)新石垣市立八重山博物館建設検討有識者会議

会 議 資 料

○会議次第

○審議第1号 提言書の整理について

(仮称)新石垣市立八重山博物館建設検討有識者会議 提言書 (原案)

○委員名簿

○会議設置要綱

第4回 (仮称) 新石垣市立八重山博物館建設検討有識者会議次第

日時：令和3年10月29日(金)

14:00～16:00

場所：石垣市民会館中ホール2階会議室

1. 開会

2. 第3回会議要旨の確認

3. 議事

(1) 審議第1号 提言書の整理について

(仮称)新石垣市立八重山博物館建設検討有識者会議 提言書 (原案)

4. その他

5. 閉会

審議第 1 号

(仮称)新石垣市立八重山博物館建設検討有識者会議

提言書 (原案)

令和 3 年〇月〇日

(仮称)新石垣市立八重山博物館建設検討有識者会議

(仮称)新石垣市立八重山博物館建設検討有識者会議提言書 (原案)

目 次

1	有識者会議の設置と考え方	・・・
	(1) 有識者会議の設置	・・・
	(2) 検討における基本的な考え方	・・・
2	望ましい博物館像に関する事	・・・
	(1) 基本理念とコンセプト	・・・
	(2) 展示理念とコンセプト	・・・
3	新博物館建設に関する事	・・・
	(1) 施設の名称	・・・
	(2) 施設の立地	・・・
	(3) 望ましい施設構成と施設規模	・・・
	(4) 組織・体制づくり	・・・
	(5) 個性的な博物館の姿	・・・
4	まとめ	・・・
○	資料	・・・
	(1) 委員名簿	・・・
	(2) 設置要綱	・・・
	(3) 会議経過	・・・

○資料については省略する。

1 有識者会議の設置と考え方

(1) 有識者会議の設置

石垣市立八重山博物館は、沖縄県の祖国復帰の年である昭和47年10月に開館して以来約50年にわたって、石垣市はもとより八重山諸島全域の資料の収集や保存に努め、地域文化の保存と継承に一定の役割を果たしてきた。

その後、昭和58年には沖縄県内で2番目の登録博物館となり、同年には「こども博物館教室」を開講するなど、教育普及事業にも力を入れてきた。しかしながら、収蔵資料の増加による狭隘さ、近年では建物の老朽化などが障害となり、十分な博物館活動に支障が生じている。

こうした状況を改善するため、新博物館建設を目指す取り組みが開始され、平成10年に「新石垣市立八重山総合博物館(仮称)基本計画」(以下「平成10年計画」という。)が作成されたが、諸般の事情により建設にはいたらなかった。その後、約15年を経て新博物館整備が再始動し、平成27年に「新石垣市立八重山博物館(仮称)基本構想」(以下「平成27年構想」という。)が作成されたが、その後、事業が停滞して約6年が経過している。

そこで新博物館建設について、基本的には平成27年構想の内容を継承しつつ、その間の社会情勢や市民が博物館に求める内容の変化等を踏まえ、基本構想を補足し、新たな基本計画における博物館の姿を検討するため本会議が設置された。

(2) 検討における基本的な考え方

本会議での議論を進めるにあたり、平成27年構想の検討を行った。その中で新博物館の基本理念とコンセプト及び展示理念とコンセプト等について、重点的に検討を進めるに際して、平成10年計画の重要性を再確認することができた。

つまり、本市において八重山諸島全域を網羅した新博物館を建設するにあたって基本となる考え方や中核となる部分は、普遍であることから平成10年計画についても平成27年構想と同様に基本的にその内容を継承する必要がある。

ただし、平成10年計画については、約23年前のものであるため、この間に石垣島天文台や石垣島星ノ海プラネタリウム等が開設され、多様な活動を展開しており、既存の社会教育関連施設との重複を避ける必要がある。

特に、新博物館の建設及び建設後の博物館活動にはそれなりの財政的負担が生じることから、新博物館建設計画の作成においては、建設後の博物館活動に係る継続的かつ安定的な財政措置を踏まえた上で具体的な計画を検討する必要がある。

2 望ましい博物館像に関すること

(1) 基本理念とコンセプト

前章で述べたように平成 27 年構想及び平成 10 年計画の基本理念に該当する部分を検討した結果、平成 10 年計画のメインテーマである「アジアのなかの八重山」を基本理念として引き継ぐものとし、さらに、八重山は古くから海を媒介として文物の交流が行われてきた歴史を有しており、平成 11 年にはカウアイ郡（米国ハワイ州）と姉妹都市の締結をするなど太平洋の島々との交流が行われてきたことを勘案し、新しい博物館活動の基本理念を「アジア・太平洋のなかの八重山」とする。

なお、平成 27 年構想におけるめざす博物館像の「八重山に生きることへの誇りと郷土への愛着を育む石垣市立八重山博物館」、活動テーマである「守る・育む・つなぐ—八重山の文化継承・創造拠点—」、新博物館整備の方向性である「島全体が博物館」及び平成 10 年計画におけるサブテーマの「海・島・空」「自然と人間の共生」「生産・信仰・祭・芸能」「情報の受容と発信」、については、前段の基本理念とあわせて新博物館のコンセプトとして継承する。

【基本理念】 アジア・太平洋のなかの八重山

【めざす博物館像】 「八重山に生きる」ことへの誇りと郷土への愛着を育む
石垣市立八重山博物館

【活動テーマ】 守る・育む・つなぐ —八重山の文化継承・創造拠点—

【サブテーマ】 「海・島・空」 「自然と人間の共生」

「生産・信仰・祭・芸能」 「情報の受容と発信」

【新博物館整備の方向性】 島全体が博物館

(2) 展示理念とコンセプト

博物館の展示活動は、その根幹である収集保存した資料の将来への継承や調査研究の成果を単に公開するだけに留まらず、そこからさらに展開させる相互連関の中で行わなければならない。新博物館では、八重山の自然・歴史・文化と人々のくらしを各島、地域ごとに総合的に捉えるという視点に立ち、その展示理念を「多様な見せ方で誰もが楽しみながら理解できる八重山らしさを発見・発信する展示」とする。

新博物館の展示は、八重山の自然・歴史・文化等を全体的に捉えて常に八重山を発信し続ける常設展示と特定のテーマに関する調査研究活動の成果や内容を

1 期間限定で展示する企画展示・特別展示を基本とする。なお、企画展示・特別展
2 示は、新博物館独自のものにとられることなく多彩なテーマによる共催企画や
3 巡回展の招致など地域の人々や多様な団体と連携し柔軟に行う必要がある。

4 新博物館の展示活動は、それぞれの展示の機能と特徴を踏まえ、ICT等の活
5 用を前提に次の5つのコンセプトにより展開する。

6 ① 誰もが安心して楽しめるゆとりと開放感のある展示

7 バリアフリーへの対応を考慮し、様々な来館者の属性に配慮したゆとりと温も
8 りを感じさせる開放的な展示をめざす。

9 ② 誰もがわかりやすく理解できる展示

10 単なる知識や情報の提供に留まることなく簡明な説明内容や直感的にイメー
11 ジできる手法を取り入れ、健常者だけでなく誰もがわかりやすく理解できる展示、
12 より深くより多く知りたいという知的ニーズに対応するため音声や映像等の情
13 報機器の効果的な活用をめざす。

14 ③ 八重山らしさを発見・発信する展示

15 八重山方言を保存・継承していくため説明内容に方言を取り入れるなど八重山
16 らしさを発見・発信する展示、多種多様な来館者にも配慮し多言語化への対応な
17 ど表現方法を工夫した展示をめざす。

18 ④ 本物との出会いや体験を重視する展示

19 貴重な美術工芸品等の収蔵品は、可能な限り本物を展示ケースに収納するなど
20 本物に出会える場としての展示、資料を見るだけでなく実際に触れて楽しみな
21 がら学べる参加・体験を重視した展示をめざす。

22 ⑤ いつ来ても新鮮で柔軟な変化のある展示

23 八重山らしさという基本的かつ不変的な内容を維持しつつ、新たな視点や切り
24 口を反映させながら固定化や情報の劣化の少ない柔軟で変化のある展示、来館者
25 等のニーズの把握やリピーターの増加につながるような展示の充実を図り、いつ
26 来ても新鮮な体験ができる展示をめざす。

27 この展示理念やコンセプトは、新たな展示計画の中心となるものであり、施設
28 全体の建築計画の前提となるものとして考えなければならない。

29

30 **【展示理念】** 多様な見せ方で誰もが楽しみながら理解できる
31 八重山らしさを発見・発信する展示

32 **【コンセプト】** ① 誰もが安心して楽しめるゆとりと開放感のある展示
33 ② 誰もがわかりやすく理解できる展示
34 ③ 八重山らしさを発見・発信する展示
35 ④ 本物との出会いや体験を重視する展示
⑤ いつ来ても新鮮で柔軟な変化のある展示

3 新博物館建設に関すること

(1) 施設の名称

本会議の名称中には、「(仮称)新石垣市立八重山博物館」と掲げられているが、これは平成 27 年構想を継承し、新たな基本計画における博物館の姿を検討するために本会議が設置されたことによる。ただし、平成 10 年計画の名称は「新石垣市立八重山総合博物館(仮称)」であった。このように仮称が付されているものの施設名称は変遷しており、本会議においても、施設の名称に関して議論があったが、博物館法上は名称に係る明確な区分はない。

一方で、この名称は施設構成や施設規模に影響を与えるほか、展示計画の内容に密接に関連するという側面もあるため、新たな基本計画を作成する時点では、速やかな名称の検討が必要である。

(2) 施設の立地

本市は、周期的な地震に伴う大津波が想定される地域であり、博物館は不特定多数の人が集まる施設である。また、博物館は貴重な資料を収集し守り、未来に伝えていく施設であることから博物館資料を保全する体制を十分に整えることが重要である。

平成 27 年構想では、新博物館の立地の選定にあたって、自然災害時の安全性、土地利用方針の整合性、土地利用・開発の容易性、観光ネットワークや主要路線からのアクセス性、観光施設の集積性等の評価結果をもとに、立地の条件として最も適性が高いのは石垣島南部地域としている。

本市が将来的に災害に強いまちづくりを進めていく中において、新博物館が立地されるよう平成 27 年構想を踏まえた上で、新たな基本計画を作成する際に早期の立地の決定が必要である。

(3) 望ましい施設構成と施設規模

新博物館に必要な施設は、常設展示室、特別展示室、収蔵庫等の博物館として不可欠なものほか、調査研究や教育普及のための作業室、資料室、研修室等、管理に係る事務室、会議室等がある。これらには、市民と協同で活動していくための市民活動スペースが含まれており、ボランティア団体等の活動拠点とすることで新博物館と地域を結びつけることができる。そのほかにもミュージアムショップ、カフェ、休憩スペース等を備えることで観光施設としての回遊の拠点とすることも期待できる。

特に収蔵庫については、現博物館の収蔵スペースの容量不足・狭隘さが新博物

1 館建設の端緒であることを踏まえ、将来にわたって収蔵庫の容量が不足すること
2 がないよう十分な広さを確保しなければならない。

3 また、これらの施設は、バリアフリー及びユニバーサルデザインに対応し、展
4 示理念やコンセプト等が具現化され、誰にとっても利用しやすいものでなければ
5 ならない。なお、新型コロナウイルスの感染拡大により、全国的にも博物館が休
6 館する事態となったことを勘案し、今後の新型コロナをはじめとする感染症に適
7 応するため、ソーシャルディスタンスの確保や空調設備等に感染症対策の視点を
8 取り入れ来館者が安心して利用できる施設として整備することが求められる。

9 なお、建物の外観については、立地場所周辺の景観に配慮した意匠とすべきで
10 ある。ただし、ランドマークとしての外観を重視するあまり機能性が損なわれる
11 ようなことは避けなければならない。

12 現博物館の延床面積は 644 m²、収蔵庫が狭隘であるため現博物館の裏側敷地に
13 建設したプレハブ収蔵庫 2 棟の床面積は 220 m²であり、これらを合わせると 864
14 m²となる。将来を見据えた収蔵庫の容量、各展示室や調査研究等の各種活動に支
15 障のないスペース等を考慮すると、新博物館施設全体の延床面積は、少なくとも
16 現博物館の 3 倍程度を基本とする。この延べ床面積の範囲内で各施設の構成と配
17 置を検討する必要がある。

18

19 (4) 組織・体制づくり

20 新博物館の準備段階においては、展示・建築に係る基本計画の作成及び各種設
21 計、工事等の新博物館建設に係る業務のほか、現博物館に収集保存されている資
22 料を体系的に整理・管理した上で新博物館に引き継ぐ業務がある。

23 前者の新博物館建設業務には、教育委員会をはじめとする関係部署の調整を踏
24 まえ、事業を推進する準備室を早期に設置すべきであり、その人員には、現博物
25 館での勤務経験を有する学芸員及び建築専門職員の配置が必要である。

26 一方で後者の現博物館資料整理業務は、現博物館に収集保存されている資料が
27 体系的に整理・管理されていない現状では、新博物館の具体的な展示活動その他
28 に支障をきたすことから、理想的には新博物館の設計業務までに集中的な整理が
29 必要である。

30 この新博物館開館に向けた業務と現博物館閉館に向けた業務を同時に並行し
31 て進めることで、貴重な資料を適正な形で新博物館に引き継ぐことができる。

32 新博物館開館後は当然ながら、準備段階にあっても資料の収集保存、調査研究
33 及び効果的な展示、保管の検討等を計画的に進めていく必要がある。そのため、
34 準備室設置から新博物館開館までを見据え、開館後に必要とされる適正な数の学
35 芸員の確保は不可欠であり、その確保配置は準備段階から行うことが望ましい。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35

(5) 個性的な博物館の姿

平成 27 年構想における収集保存継承事業、調査研究事業、展示公開事業等の事業について、次に掲げる点は博物館活動において重要なポイントとなるので、それらに関し再度、基本計画の作成段階で議論・検討することを要望する。

- ・目に見える有形のものだけではなく、芸能音楽などの無形のことを活動に取り入れ、現代の島出身アーティストを含めたユニークな展示に関する事。
- ・令和 3 年 7 月に西表島が世界自然遺産として登録されたことを受けて特に自然分野に係る活動のあり方に関する事。
- ・収蔵庫等のバックヤードや民具等の資料を修復している様子など収集保存活動に重きを置いた内容の展示活動への展開のあり方に関する事。
- ・学校教育における博物館の積極的な活用のみならず、子どもの頃から博物館に何度も触れることで郷土への愛着が醸成される環境づくりに関する事。
- ・美術品・芸術品の常設展示、企画展示及び巡回展示が可能となる機能の位置づけに関する事。
- ・博物館活動全般に ICT 等の先端技術を導入することを前提とした維持管理及び運営の方法等に関する事。

4 まとめ

新博物館建設については、これまで 20 年以上にわたって議論を続けているが、現在にいたるまで実現していないことは残念であり、これまで、新博物館建設事業が停滞している間、本市の貴重な資料が広く市民の目に触れられる機会に恵まれずに保管され、あるいは保管されながらも劣化していく状況を改善する努力を積極的に行ってきたとは言いがたく、新博物館の建設のみにその解決策を求めていたと思われる。この間、本市をとりまく社会環境は変化し、新博物館を建設するには、財源の確保を含めて厳しい状況にあることは承知している。

しかし、長い期間を経ても変わらないのは、先人から受け継がれた多様で貴重な博物館資料や地域資源を守り伝え、将来にわたり有効に活用するための施設として新博物館建設が必要であるということである。

新博物館は、本市の教育、文化の振興はもとより、観光に資する施設として、まちづくりの様々な場面において活かすことができるのみならず、八重山圏域や沖縄県全体の振興発展に資するものである。その点を踏まえた上で新博物館の建設が実現されることを期待する。

以上のとおり、本会議において検討した結果を提言する。

(仮称)新石垣市立八重山博物館建設検討有識者会議委員名簿

		氏 名	役 職 等	備 考
1	会 長	石 垣 博 孝	新石垣市立八重山博物館(仮称)建設基本構想検討委員会委員長(策定当時)	学識経験者
2	委 員	大 城 肇	琉球大学名誉教授	学識経験者
3	委 員	翁 長 政 俊	元沖縄県議会議員	そ の 他
4	委 員	花 城 良 廣	沖縄美ら島財団理事長	関係団体
5	委 員	高 良 倉 吉	琉球大学名誉教授	学識経験者
6	委 員	石 垣 繁	八重山文化研究会顧問	学識経験者
7	委 員	親 盛 一 功	石垣市観光交流協会副会長	関係団体
8	委 員	與 那 國 久 枝	沖縄県指定無形文化財 八重山伝統舞踊保持者	学識経験者
9	委 員	小 切 間 元 樹	石垣市企画部長	市 職 員
10	副会長	天 久 朝 市	石垣市教育委員会教育部長	市 職 員

(仮称) 新石垣市立八重山博物館建設検討有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 市民の学習要求の多様化・高度化や社会の進展・変化に対応し、望ましい博物館の在り方を探るとともに、市民が歴史や文化から故郷を再認識する博物館、学校教育及び生涯学習等に寄与し、ひいては、優良な観光資源となりうる博物館像について、専門的な見地から検討するため、(仮称)石垣市立八重山博物館建設検討有識者会議(以下「有識者会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 有識者会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 望ましい博物館像のあり方に関すること。
- (2) その他新博物館建設に関すること。

(組織)

第3条 有識者会議は、委員10人以内で構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育長が委嘱及び任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体
- (3) 市職員
- (4) その他教育長が必要と認める者

3 有識者会議に会長及び副会長を置き、委員の中から互選でこれを定める。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、有識者会議を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときには、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、第9条に規定する市長へ報告する日までとする。

(会議)

第6条 有識者会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

(報酬)

第7条 委員への報酬は、講師等謝礼金支払い基準表の報酬額に準じるものとする。

(関係機関等の協力)

第8条 会長は、有識者会議における審議の参考にするため必要と認める場合には、会議に係る者の出席を求め、その説明又は意見を聴き、資料提出等の協力を求めることができる。

(市長への報告)

第9条 有識者会議において協議した意見等を整理し、会長が市長へ提言として報告する。

(庶務)

第10条 この有識者会議の庶務は、教育部博物館において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、会長が有識者会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、第9条に規定する市長に報告をした日をもって、その効力を失う。